

介護保険制度が一部改正されました

①予防重視型システムへの転換

平成12年度に介護保険制度がスタートして、多くの方に介護サービスを提供できるようになり、また家族の負担も軽減されてきました。

一方、介護サービスを必要とする方は、今後さらに増加することが予想され、より多くの方により充実したサービスを提供することが求められています。そこで、制度の持続可能性を高めるため平成18年4月より介護保険制度が見直されました。

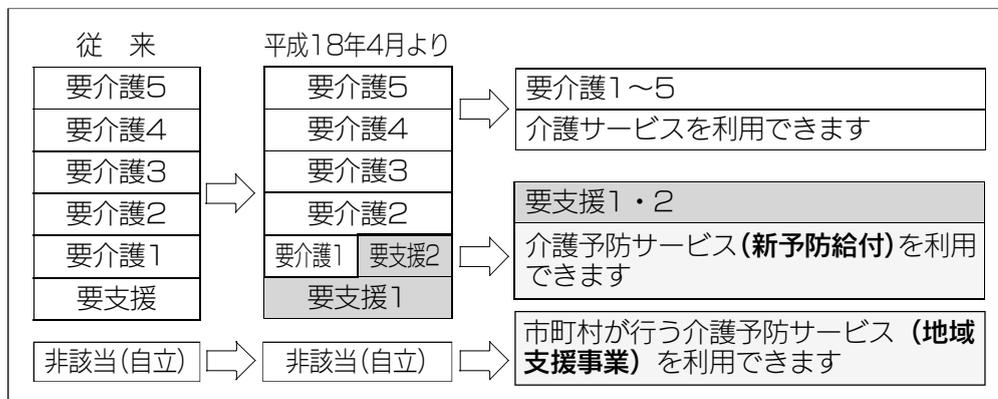
主な改正内容を4回にわたって紹介します。今回は「①予防重視型システムへの転換」です。

新予防給付と地域支援事業が創設されます

要介護状態をできる限り予防し、要介護状態となってもできる限り状態悪化を防ぐため、「新予防給付」と「地域支援事業」が創設されました。

「新予防給付」は、要介護認定を申請した軽度の方で、心身の状態が改善する可能性がある方が対象です。また、「地域支援事業」

は介護が必要になるおそれがあると考えられた方が対象です。



新予防給付

「要支援1」「要支援2」と判定された方は、状態の悪化を防ぐための介護予防サービス(新予防

給付)を利用することができ、新予防給付は要介護1～5の方が利用する在宅サービスに運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上など介護予防を目的とした内容が組み込まれたもので、ケアだけでなく、本人ができることを増やして自立度を高めることに重点をおいた内容に転換します。

地域支援事業

すべての高齢者を対象として、できる限り介護を受けずにいつまでも地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的として実施します。

事業内容

- ①介護予防事業：要支援、要介護になるおそれの高い方を対象とする介護予防事業(特定高齢者施策)と全高齢者を対象とする介護予防事業(一般高齢者施策)があります。
- ②包括的支援事業：総合相談支援・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業があります。

問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ

☎5219871

介護予防事業	特定高齢者施策	・運動器の機能向上…筋力向上事業、びんしゃん塾、わかぎ塾 ・栄養改善・口腔機能向上…かまど塾 ・認知症・閉じこもり予防…認知症予防相談、お元気ですか訪問
	一般高齢者施策	お達者健康教室、元気はつらつ教室、高齢者講習会、宅老所健康相談、健康づくり推進委員等活動、その他健康教室・健康相談
包括的支援事業	総合相談支援・権利擁護事業	高齢者の実態把握、介護サービス以外の生活支援サービスとの調整、高齢者虐待の早期発見・防止などを行います。
	包括的・継続的マネジメント事業	高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期ケアマネジメントを支援するため、ケアマネジャーが直面している支援困難事例への指導・助言や地域のケアマネジャーのネットワークづくりを行います。
	介護予防ケアマネジメント事業	新予防給付と地域支援事業の対象者に高浜市地域包括支援センター(※)でケアプランを作成(介護予防ケアマネジメント)し、サービス提供後も状態改善の評価を行います。

※高齢者の方が住み慣れた地域で心身ともに健康で安心して生活できるように、また地域の保健・福祉・医療の連携を強化するために、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士などが必要な援助・支援を行う機関です。